

議案第 128 号

伊賀市体育施設条例の一部改正について

伊賀市体育施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市体育施設条例の一部を改正する条例

伊賀市体育施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 254 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「上野緑ヶ丘テニスコート」を「上野緑ヶ丘テニスコート」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条中「次」を「指定管理者は、次」に改め、同条第 3 号中「もの」を「場合」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条中「体育施設」を「指定管理者は、体育施設」に、「指定管理者は、使用」を「体育施設の使用」に、「取り消す」を「取り消し、体育施設の使用を制限し、又は体育施設から退去させる」に改め、同条第 2 号中「使用許可の」を「第 6 条の規定により付した」に改め、同条第 4 号中「又は」を「に違反し、又は」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条第 2 項中「指定管理者」を「前項の規定にかかわらず、指定管理者」に改め、同条を第 9 条とする。

第 11 条第 3 項中「体育施設の」を削り、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「認めた」を「認める」に、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条の見出し中「還付」を「返還」に改め、同条中「還付し」を「返還し」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条第 1 号中「より」の次に「体育施設を」を加え、同条第 2 号中「第 9 条第 3 号」を「第 8 条第 3 号に該当すること」に、「使用」を「体育施設の使用の許可」に改め、同条第 3 号中「使用の」を「体育施設の使用の」に、「許可の」

を「当該使用の許可の」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「体育施設の」を削り、「特殊」を「体育施設の使用に当たって、当該体育施設に特殊」に、「しよう」を「設けよう」に改め、同条第2項中「使用終了後、直ちに」を「、体育施設の使用を終了したときは、当該体育施設及びその設備を速やかに」に、「使用の」を「第8条の規定により使用の」に、「取り消されたときも同様」を「取り消され、使用を制限され、又は退去させられたときも、同様」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項中「使用者は」の次に「、施設」を加え、同条を第14条とする。

第16条中「使用の」を「体育施設の使用の」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

別表第1中「第10条」を「第9条」に、「上野緑ヶ丘テニスコート」を「上野緑ヶ丘テニスコート」に改める。

別表第2中「第11条」を「第10条」に改め、同表青山グラウンドの部を次のように改める。

青山グラウンド	グラウンド	全面使用	1時間	中学生以下	210
				一般	410
	半面使用	1時間	中学生以下	110	
			一般	210	
	照明設備	1時間	A陸上競技	2,550	
			B野球	1,530	
			Cサッカー	1,530	
			Dソフトボール	1,020	
	屋内多目的グラウンド	1面1時間	中学生以下	160	
			一般	310	
	照明設備	1面1時間		510	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の体育施設の使用に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。